

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月31日
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長・CEO 横山 清
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副会長・CFO 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副会長・CFO 古川 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

2024年5月28日開催の当社第63期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金39円

配当総額2,105,318,826円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年5月29日

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会、取締役会の招集権者および議長を取締役会の決議によって定めた代表取締役へと変更し、株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第16条および第25条を変更する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、横山清、古川公一、猫宮一久、三浦建彦、福原郁治、六車亮、佐々木亮子、富樫豊子、小池明夫の各氏を選任する。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名（うち社外取締役3名）と監査役4名に対し、役員賞与総額17,464,000円（社外取締役以外の取締役分12,614,000円、社外取締役分2,100,000円、監査役分2,750,000円）を支給する。なお、各取締役に対して支給する具体的金額、支給の時期及び方法等は取締役会に、各監査役に対して支給する具体的金額、支給の時期及び方法等は監査役の協議に一任する。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役を退任される佐伯浩氏に対して、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	460,769	488	0	(注)1	可決 99.81
第2号議案	460,829	428	0	(注)2	可決 99.82
第3号議案					
横山 清	457,586	3,671	0		可決 99.12
古川 公一	457,642	3,615	0		可決 99.13
猫宮 一久	457,646	3,611	0		可決 99.13
三浦 建彦	457,676	3,581	0		可決 99.14
福原 郁治	457,730	3,527	0	(注)3	可決 99.15
六車 亮	457,645	3,612	0		可決 99.13
佐々木 亮子	459,668	1,589	0		可決 99.57
富樫 豊子	459,873	1,384	0		可決 99.61
小池 明夫	460,020	1,237	0		可決 99.65
第4号議案	404,627	56,624	0	(注)1	可決 87.65
第5号議案	358,915	102,341	0	(注)1	可決 77.75

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 各議案の賛成率は、出席株主の議決権数(本総会前日までの事前行使分に当日出席分を合計したもの)を分母とし、本総会前日までの事前行使分に当日出席の一部の株主から賛否に関して確認できた分を加算したものを分子として算出しています。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上